

No.	地区名	ページ	意見の内容	意見に対する考え方	実施要項 (案の修正)
1	両地区	—	個人的には防衛省の守衛業務を民間委託することについては疑問があります。専門的な設備保守などは民間委託する部分も必要とは思いますが、国を守る自衛隊が民間のガードマンに守られるのは何か本末転倒としか思えません。一応みなし公務員に近い罰則規定があるようですが、テロ対策、スパイ対策を考えると守衛業務は専門の部署を活用したほうがいいと思います。	御意見にある守衛業務とは、今回、民間競争入札により民間事業者に委託することになる施設管理業務に含まれる警備業務に関するものと仮定して回答させていただきます。 当該業務は、当省の警備職員を置くなど、保全上支障ない体制を確保した上で実施していただくこととなっております。また、当該業務は、平成23年度に民間競争入札を導入する以前より、民間事業者への委託により実施されていますが、これまでに問題が発生した実績もないことを申し添えさせていただきます。 なお、今回の取組は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき、民間事業者の創意工夫による業務の質の維持向上及び経費の縮減を目的に実施するものであることにも御理解いただければ幸いです。	—
2	三宿地区	三宿地区 P6,P16	入札実施要項(案)1. 2. 4 委託費の支払方法について 8. (5) 12契約解除時の取扱いについて ・企画提案内容と著しく差異がある場合の処置についてさらに具体的に提示いただければと考えております。	基本的には企画提案内容と著しく差異があるような業務実施状況とならないよう、民間事業者において適正に業務を遂行していただけますよう期待しております。 具体的な処置については、民間事業者には実際に企画提案内容と業務実施状況とに差異が生じた状況について要因分析を行い業務改善計画を提出していただき、防衛省の承諾の下業務を実施していただくことになります。それでもなお、本契約の一部をなす企画提案内容に従って施設管理業務を実施できない場合には、8. (5)⑪ウに該当することになり、契約の全部又は一部を解除することになります。その際、8. (5)⑫に基づき、防衛省は当該解除の日までに実施した期間に係る委託費を支払いますが、民間事業者には違約金を支払う義務、防衛省には損害賠償を請求する権利が生じることになります。	—
3	三宿地区	三宿地区 P8～10	入札実施要項(案)4. (2)入札実施手続について ・三宿地区全体の設備維持管理業務を行うことが目的であると考えると、提出書類に学校及び研究所の設備維持管理業務を行っている実績があることが必要であると考えます。	4. (2)①イ その他事項において、コ・ジェネレーション設備(ガスタービン発電能力1, 000 kW以上)を有する施設において連続して複数年にわたり施設維持管理業務を統括して請け負った実績を求めています。かかる業務を実施できる民間事業者は、学校及び研究所における同類業務を適切に実施できる能力を有しているものと認識しています。必要以上の参加要件を設けることは、競争性の阻害につながるため、原案どおりとさせていただきます。	—
4	三宿地区	三宿地区 P9	入札実施要項(案)4. (2)2 企画書の内容について ・企画書提出前に質疑出来る件について、猶予を持って実施させていただきたいと考えておりますが、提案事項が入札金額にも反映される為、記載されております速やかに回答をしていただく点をもう少し具体的に示していただきたいと考えます。	民間事業者からの質問内容により、速やかに回答できる度合いが異なることから、具体的に示すことは困難ですが、提案事項が入札金額にも反映されることについても十分理解しており、防衛省からの回答が、民間事業者の入札金額の精査につながり、ひいては入札金額の縮減にも資する可能性を勘案し、可及的速やかに回答したいと考えております。	—
5	三宿地区	三宿地区 P11～12	入札実施要項(案)5. (2)落札者決定に当たっての評価方法について ・最低価格の設定が必要であると考えます。価格主体となり、最低限の品質も維持出来ない可能性があると考えます。また品質が保たれた場合でも請負業者が適正な利益を得られていない可能性がある際は、長期に渡る安定した業務委託継続という入札制度において適切でないと考えられるからです。	5. (2)②アにおいて、当該落札者の入札価格が予定価格の一定割合に満たない場合の取扱いが記載されており、品質維持や民間事業者の適正な利益等を勘案して、他のものが落札者となることがある旨記載されております。	—

No.	地区名	ページ	意見の内容	意見に対する考え方	実施要項 (案の修正)
6	三宿地区	三宿地区 P11～12	入札実施要項(案)5.(2)落札者決定に当たっての評価方法について ・品質を考えた際に従事予定者名簿の事前提出が必要であると考えます。本案件を鑑み、計画的な準備が必要である事が容易に想定されます。その為、具体的な従事予定者名簿の提出が必須であると考えられます。	5.(1)②アに示されているように、業務の質の維持・向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されているか、また、それらが実現可能な体制が確保されているかということについても、落札者の決定に当たり評価を行うこととしています。 他方、個々の従事予定者名簿の提出を求めることは、入札に参加を検討している企業に対し、事業の開始までの間、当該企業の人事を拘束することになりかねないと考えています。このことは、現行事業を実施している民間事業者になんらかの利便となる要素となるため、必ずしも公正な要件ではないと考えております。	—
7	三宿地区	—	別紙仕様書について ・現行との業務変更箇所は参加業者に提示が必要ではないかと考えます。前回の落札金額に一定の値引を行い金額設定する業者もあり、特に整備項目についての変更を明示されていないと不当な低価格を設定する業者が出る事を苦慮したものです。	入札に参加を検討している企業が参加する現場説明会において、質問があれば説明したいと考えております。	—
8	三宿地区	三宿地区 P26	委託費の内訳が包括契約の金額となっていますが、各業務ごとの金額を提示した方がよいのではないのでしょうか。業者が見積を進めるにあたって、算出の助けになると思います。	現行事業は、各業務を包括した業務を一括して委託しており、総価による委託契約を民間事業者と締結しているため、各業務ごとの内訳はありません。他方、1. 2. 4に示されているように、支払いは月ごとに行うことになっているため、集計の上、年度ごとの金額をお示ししているところです。	—
9	三宿地区	—	役務仕様書P44の8(4)に省エネ診断が可能な有資格者であること、とありますが、(3)で技術管理者の認定を受けること、とあります。この認定取得で(4)の条件を満たせるのでしょうか。(4)には具体的な資格名を記入するべきだと思います。具体的な資格名がありませんとお互いに疑義が生じる可能性があります。	統括管理責任者については、東京都が主催する講習会に参加し『技術管理者』の認定を受けることとしており、この認定を受けることで(4)の『省エネ診断』が可能な資格を有すると考えております。よって(4)の統括管理責任者の有資格者条件は(3)の技術管理者と理解していただければと思います。なお、御意見を踏まえ(4)は削除します。	仕様書を修正
10	三宿地区	—	役務仕様書P44の(4)に省エネ診断が可能な有資格者であること、とありますが、受託者の会社で診断できれば問題はないと思います。前の意見(No.9)のとおり具体的な資格名がありませんが、保有者の少ない資格ですと参加できる事業者が減ってしまうと思います。	統括管理責任者は『省エネ診断』が可能な有資格者として(3)で示した『技術管理者』であることを条件としており、省エネ診断はあくまで統括管理責任者(技術管理者)が行います。しかしながら統括管理責任者の下で受託者の診断能力を活用することは問題ないと考えます。『省エネ診断』に関する統括管理責任者の保有資格に関しては東京都条例に基づき選任する技術管理者以外を求めておりませんので参加条件を著しく狭めるものではないと考えます。	—
11	三宿地区	—	役務仕様書P114の7(1)(ウ)に統括管理責任者とありますが、P44の8の統括管理責任者と同じでしょうか。同じ用語を使用しているため、わかりにくいです。	御指摘のとおり同一の者です。P114を「統括管理責任者」に修正させていただきます。	仕様書を修正
12	市ヶ谷地区	市ヶ谷地区 P8	必要資格についての記載がありますが、要項案P9イ(ウ)に当該業務を担当する者が満たしていれば良いとの記載があります。担当する者は再委託先でも問題ないという解釈でしょうか。この文面だけでは、再委託先が要件を満たしていればいいのか判断がつかえません。また、(ウ)特定温室効果ガス排出量検証業務は、現在登録が30社(東京都のホームページで確認)しかなく、専門性が高いため再委託を許可すべきと考えます。	実施要項案P8の(7)アに示されているとおり、再委託先の企業が当該業務を実施する場合は、当該再委託先の企業が資格等を有すれば差し支えなく、この場合、当該企業の担当する者が資格等を有すればよいことになります。 御意見において具体的に示された(7)ア(ウ)についても、再委託を排除していません。	—

No.	地区名	ページ	意見の内容	意見に対する考え方	実施要項 (案の修正)
13	市ヶ谷地区	市ヶ谷地区 P27	委託費の内訳が包括契約の金額となっていますが、各業務ごとの金額を提示した方が良いのではないのでしょうか。また、備考欄にある金額は3年間の合計金額なのでしょうか。業者が見積を進めるにあたって、算出の助けになると思います。また、備考に記載の金額が何年分なのか明記が必要と思います。	現行事業は、各業務を包括した業務を一括して委託しており、総価による委託契約を民間事業者と締結しているため、各業務ごとの内訳はありません。他方、1. 2. 4に示されているように、支払いは月ごとに行うにことになっているため、集計の上、年度ごとの金額をお示しているところです。 また、備考欄の金額は3年間の合計金額です。備考欄に「左記合計額のうち」と明記されていることから、備考欄に記載されている金額が3年分であることは明白に示されていると認識しております。	—

備考

[illegible]

備考